

◎ 入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和8年9月3日

茨城県結城警察署長 遠 西 史 和

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 結城警察署公用車用燃料購入単価契約
- (2) 購入物品 レギュラーガソリン
- (3) 予定数量 13,400リットル（予定数量につき増減あり）
- (3) 契約期間 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納品場所 落札業者の店頭（給油所）

2 担当所属

〒307-0007

茨城県結城市小田林1317番地1

茨城県結城警察署 会計課 担当 宮本

電話及びFAX 0296-33-0110

3 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示254号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (8) 結城警察署から半径3km以内の管轄内（結城市内）に給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の場合は、当方が持参する給油伝票により車両や数量を確認し、給油所係員が給油することを確約できる場合のみ可）を有する者であること。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この入札は紙入札方式で行うので、入札書は、指定する日時及び場所に直接持参すること。また、資料の提出及び入札等を電子調達システムにより行う案件ではないので留意すること。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県物品役務入札情報サービス

ア 期 間 入札公告の日から令和8年9月17日（木）まで

イ U R L <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(2) 茨城県結城警察署

ア 期 間 入札公告の日から令和8年9月17日（木）までの午前8時30分から午後5時まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 場 所 茨城県結城市大字小田林1317番地1 茨城県結城警察署 会計課

6 入札説明書に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間 入札公告の日から令和8年9月10日（木）午後5時まで。

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先 2の担当所属に同じ。

ウ 方 法 質問はファックスにより提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日 時 令和8年9月11日（金）午後5時まで

イ 方 法 ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3(8)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年9月17日（木）午後3時まで。なお、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先 2の担当所属に同じ。

(4) 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年9月24日（木）までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を郵送により回答する。

なお、参加資格が「不合格」の場合はその理由を付する。

8 入札書の提出方法及び開札場所等

競争入札参加者は、前記6の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に記載する金額は、ガソリン1リットルあたりの単価（消費税及び地方消費税抜きの金額）とする。

イ 入札書に必要事項を記入の上封書にて封かんし、提出すること。

ウ 提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出日時

下記 8 の (3) の ア の開札日時に直接持参すること。なお、郵送等による入札は認めない。

(3) 開札日時及び場所

ア 日 時	令和 8 年 9 月 28 日 (月) 午後 2 時
イ 場 所	茨城県結城警察署

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者を除く。）
- (4) 郵送、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (6) 競争入札参加者が指定の日時までに到達しなかった入札
- (7) 記名を欠いた入札を行ったとき
- (8) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (12) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (2) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到達するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初回入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否 要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

- (1) 競争入札参加者は、入札後、この公告についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。